

インフルエンザ経過報告書の提出について

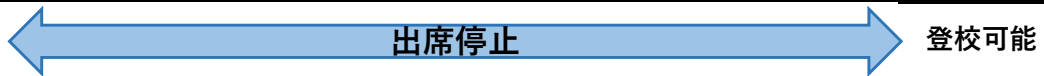
インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間（**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**）は登校することができません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、お子様が回復し登校する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、学校へ提出してください。

**インフルエンザ経過報告書**

1. 児童生徒名： \_\_\_\_\_ 年 組 \_\_\_\_\_ ( 男 ・ 女 )
2. 診断名：インフルエンザ ( A ・ B ・ 疑い等 ) ※いずれかに○をつけてください。
3. 受診した医療機関名： \_\_\_\_\_
4. 受診日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
5. インフルエンザ発症後の経過

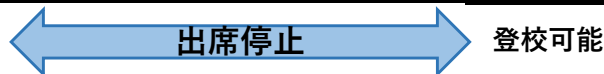
(1) 発症から5日を経過した日 ※発症日(0日目)は医師の指示のもと記入してください

発症日=0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



(2) 解熱から2日を経過した日 ※解熱日(0日目)は平熱に戻った日です

解熱日=0日目	1日目	2日目	3日目
月 日	月 日	月 日	月 日



- (3) 登校可能日(再開)日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
※(1)(2)のうちの遅い方が登校可能日です

6. 特記事項(他の感染症の併発など)：

上記のとおり報告します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

学校確認欄	担任確認欄	養護教諭確認欄
-------	-------	---------